

別冊参考

福岡市の国家戦略特区について

平成 26 年 6 月

1 国家戦略特区について

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という。）において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもの。

2 経緯

- H25. 6. 14 「日本再興戦略」閣議決定
- H25. 8. 12 「国家戦略特区」に関する提案募集（～H25. 9. 11）
- H25. 9. 11 「新たな起業と雇用を生み出すグローバルスタートアップ国家戦略特区」を福岡地域戦略推進協議会と共同で提案
- H25. 12. 13 「国家戦略特別区域法」（以下「法」という。）制定（[参考資料1](#)）
- H26. 1. 7 第1回 国家戦略特別区域諮問会議（以下「特区諮問会議」という。）
- H26. 2. 25 「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定（[参考資料2](#)）
- H26. 3. 28 第4回 特区諮問会議において、福岡市を含む全国6地域を選定（[参考資料3](#)）
- H26. 4. 2 福岡市国家戦略特区推進本部を設置（[参考資料4](#)）
- H26. 4. 25 国家戦略特区の区域を定める政令の閣議決定（H26. 5. 1 公布・施行）
- H26. 5. 1 内閣総理大臣が区域方針を決定

3 福岡市に示された区域方針（[参考資料5](#)）

ア 目標

雇用条件の明確化などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

イ 政策課題

- ① 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- ② MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

ウ 事業に関する基本的事項（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

- ・ 創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受け入れのための在留資格の見直し
- ・ 外国人向け医療の提供【病床、外国医師】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】

- 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（[参考資料6](#)）で示された6分野16項目のうち、福岡市の区域方針として国から示されたもの。（初期メニュー）

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(H25. 10. 18 日本経済再生本部決定)における規制改革事項
★【雇用条件】	雇用条件の明確化
★【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
★【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察, 外国看護師の業務解禁
★【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占用基準の緩和)
★【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など(国家戦略特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

★＝特定事業… 国家戦略特区内において実施される規制の特例措置で、法第13条から第27条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの及び法第2条第2項第2号に規定する利子補給対象事業

規制の特例措置の追加提案

- 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)で示された「規制の特例措置の追加に関する基本的考え方」において、区域方針に示されている規制・制度改革事項は、あくまで当面実施すべき項目に過ぎず、追加の規制の特例措置の検討を、スピード感をもって進め、確実に実現につなげていくことが明記されている。
- これを受けて、区域方針に示されている項目以外の新たな規制の特例措置や福岡市独自施策などについて積極的に検討し、国家戦略特別区域会議(以下「区域会議」という。)に追加提案を行っていく。
- 規制の特例措置の追加提案については、区域会議や特区諮問会議において順次協議・検討を行い、合意が得られたものから法令等の改正を経て区域計画に追加・実施していくことが想定される。

4 国家戦略特別区域会議

法第7条に基づき国家戦略特区ごとに、区域会議が組織され、区域計画の作成等を行うこととされている。

区域計画は、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び特定事業の実施主体の中から内閣総理大臣が選定する者の三者全ての合意により作成されることとされており、内閣総理大臣の認定を受けることにより適用される。(法第8条)

(仮) 福岡市国家戦略特別区域会議

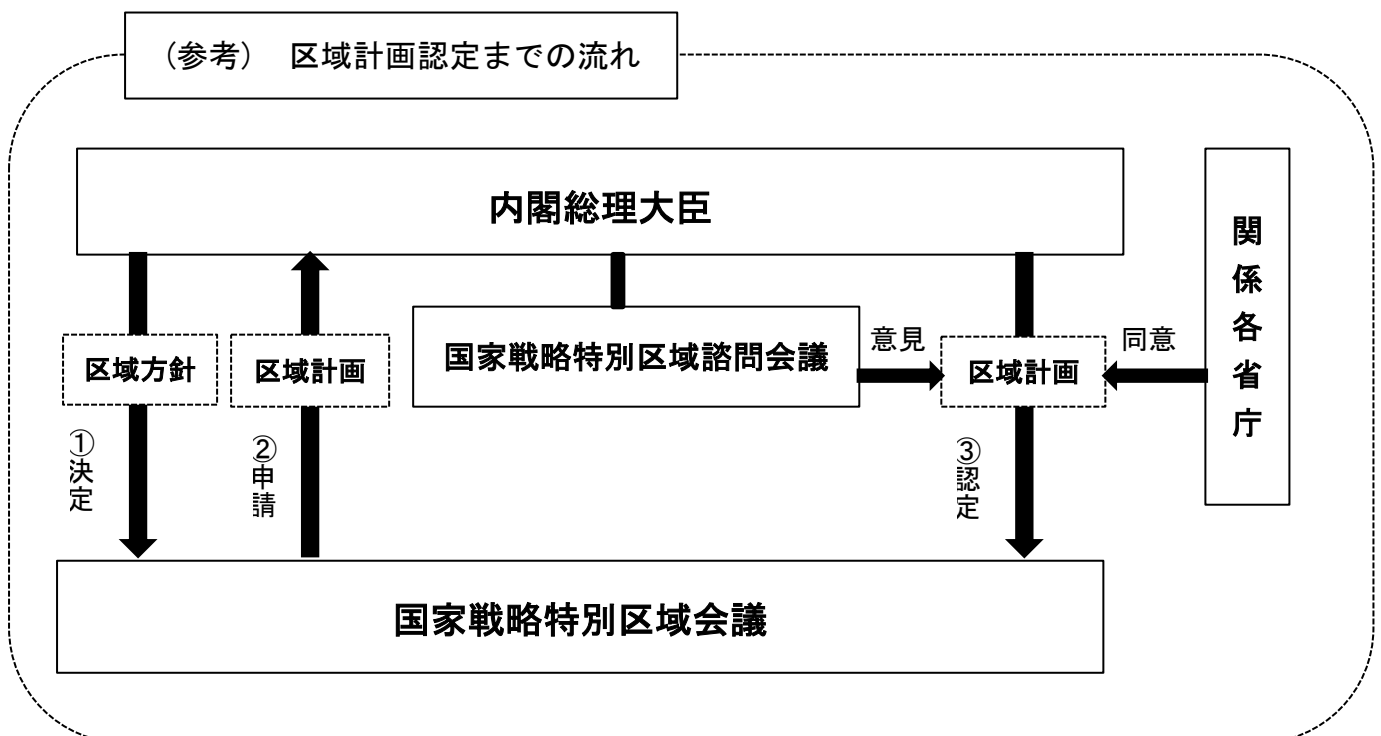
【構成員】 ○：合意形成メンバー

- 国家戦略特区担当大臣
- 福岡市長，福岡県知事
- 特定事業の実施主体（内閣総理大臣が選定する民間事業者）
 - ・ 関係する国の行政機関の長
 - ・ 区域計画等に密接な関係を有する者（経済団体，金融機関等を想定）

【所掌事務】

- ・ 区域計画の作成
- ・ 認定区域計画の実施に係る連絡調整
- ・ 国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議

(参考) 区域計画認定までの流れ



5 今後のスケジュール（予定）

- H26.6月～
 - ・ 第1回福岡市区域会議の開催
区域会議において、具体的な規制改革等を活用した事業計画を盛り込んだ区域計画を作成
- H26.夏頃
 - ・ 初期メニューを中心とした区域計画の申請
 - ・ 総理大臣による区域計画の認定
 - ・ 区域計画に基づく事業等が順次スタート
- 以降
 - ・ 区域会議を順次開催し、規制の特例措置の追加等について協議・検討を行い、区域計画に反映していく。

6 第1回区域会議において議論が見込まれる事項

第1回区域会議での議論が見込まれる規制改革事項等は、**別紙1**のとおり。

これらの項目は、福岡市の区域方針に示されている初期メニューのうち福岡市として早期に取り組むことが可能な事業及び早期に検討すべき追加の規制の特例措置等として提案を予定しているものである。

7 「グローバル創業都市・福岡」のビジョン策定について

福岡市では、これまで、新たなビジネスやサービス、雇用を生み出すスタートアップの取り組みを行ってきたが、国家戦略特区に認定されたことで、市の施策をこれまで以上に進めるとともに、規制改革に加え国の施策や税制などを有機的に組み合わせた政策パッケージとして実行していくことで取り組みを加速させていく。

このため、福岡市の目指す姿、道筋、政策パッケージなどを体系的に示す、「グローバル創業都市・福岡」のビジョンを策定する。

※ 世界一チャレンジしやすい都市を目指して（起業大国日本を牽引する「グローバル創業都市・福岡」のビジョン骨子案について）・・・**別紙2**

第 1 回区域会議において議論が見込まれる事項

1 評価指標及び数値目標

	評価指標	数値目標
1	開業率	6.2% (平成 24 年度) → 13.0% (平成 30 年度)
2	年間新規雇用者数	147,908 人 (平成 24 年度) → 200,000 人 (平成 30 年度)
3	成長分野・本社機能の 進出企業数	43 社/年 (平成 23～25 年度平均) → 55 社/年 (平成 30 年度)
4	国際コンベンション 開催件数	252 件/年 (平成 24 年) → 300 件/年 (平成 30 年)
5	展示会への参加者数	805,325 人/年 (平成 24 年度) → 1,000,000 人/年 (平成 30 年度)

2 区域方針に示された規制改革事項等 (初期メニュー)

	事業分野	事業概要
1	【雇用条件】 雇用条件の明確化	スタートアップのコミュニティの核として、人材確保支援 (雇用労働相談センター、人材マッチング)、情報提供・相談・交流、ワンストップ開業窓口の機能を一体的に提供する、スタートアップカフェ (仮称) を設置する。
2	【外国医師】 国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁	拠点医療機関等において、高度な技術を有する外国医師を受け入れる。外国人向け医療環境を整備するとともに、医療機関のネットワーク構築、国際的な治験体制整備により、医療関連産業における創業を支援する。
3	【エリアマネジメント】 エリアマネジメントの民間開放	MICE (国際会議や展示会等) において、公道を活用した催事等を実施することにより、MICE の独創性や魅力を向上させ、MICE 誘致促進を図る。また、地域団体等が取り組むエリアマネジメント活動の一環として公道を活用した賑わい創出のイベントを実施し、地域経済の活性化に寄与する。
4	【古民家等】 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など	古民家等に対する建築基準法の適用除外を円滑に行う仕組みとして、建築物の保存・活用に関する新たな条例の制定や専門委員会などの設置を行い、古民家等を MICE の式典や懇親会場として活用する。
5	【その他】 多様な外国人受け入れのための在留資格の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 創業期の企業を継続させるための在留資格要件緩和 日本での創業を希望する外国人起業家のための在留資格創設 地場企業が優秀な外国人材を雇用するための在留資格要件緩和 留学生の地場企業への就職を促進するための在留資格要件緩和

3 福岡市が提案する追加の規制の特例措置

	事業概要
1	<p>法人設立手続の簡素化・迅速化</p> <p>創業時に必要な手続を一元化するワンストップ窓口を設置するとともに、法人登記、税務や年金などの創業に係る行政手続を簡素化し、企業設立に係る期間の短縮を図る。</p>
2	<p>創業期の企業におけるインターンシップに係る制限の撤廃</p> <p>長期インターンシップを活用した求人活動により、創業期の企業と雇用される人材との十分な相互理解（企業概要、雇用条件、雇用される人材の資質・能力等）を図り、人材確保、当該企業の成長と安心して働ける雇用の場の創出を促進する。</p>
3	<p>創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和</p> <p>新規性等のある物品に限定されている随意契約について、新規性等のある役務についても随意契約を可能にし、行政との契約実績を積むことで、創業期の企業の信用度を高め、成長を促進する。</p>
4	<p>創業準備に専念している者に対する雇用保険給付</p> <p>会社を退職し創業準備に専念している者について、産業競争力強化法に基づく本市の特定創業支援事業の利用に係る証明を受けたものに限り、雇用保険法に定める「労働の意思」を有する者とみなして保険給付を行うことで、創業準備段階における生活安定を図る。</p>
5	<p>ビジネス目的で滞在する外国人等に対応するための規制緩和</p> <p>創業準備やMICE参加等ビジネス目的で、外国人等が福岡市内に滞在する際の多様な宿泊ニーズに対応するため、滞在施設を柔軟かつ容易に確保できるようにする。</p>
6	<p>出入国手続の迅速化・円滑化</p> <p>出入国手続を迅速かつ円滑に進めることにより、MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高め、MICE誘致を促進する。</p>
7	<p>航空法高さ制限のエリア単位での緩和承認</p> <p>建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限の緩和承認を、地区単位でも可能にすることにより、シンボリックな建物建設や低層部のゆとりある空間の確保、魅力ある街並みの形成等、新たな企業立地などを促す環境づくりを促進する。</p>

4 福岡市が提案する税制に関する事項

	事業概要
1	<p>創業支援のための法人実効税率の引下げ</p> <p>福岡市内に本社を置く設立5年以内の企業で、一定の要件を満たすものを対象に、適用される法人実効税率を軽減することにより、国内外の創業を促進する。</p>
2	<p>企業のベンチャー投資促進税制の対象ファンドに係る要件の緩和</p> <p>産業競争力強化法の認定を受けたベンチャー投資ファンドへの出資について、税制上の優遇措置を受けることができる出資金額等の総計の下限を「概ね20億円以上」から引き下げることで、創業企業への投資の活性化を図る。</p>
3	<p>エンジェル税制における対象企業要件の緩和</p> <p>エンジェル税制の対象となる投資先企業の要件のうち、「営業活動によるキャッシュフローが零未満であるもの」の要件を撤廃することにより対象企業を拡大し、創業企業が投資を受けやすい環境づくりを推進し、開業率の向上と創業企業の成長促進を図る。</p>

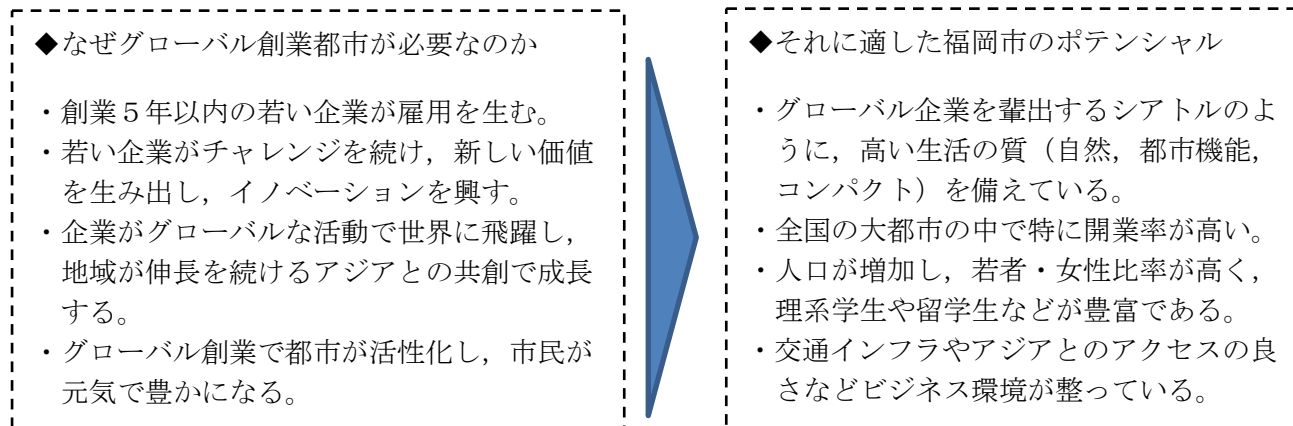
世界一チャレンジしやすい都市を目指して

(起業大国日本を牽引する「グローバル創業都市・福岡」のビジョン骨子案について)

福岡市が目指すのは、人口や経済規模で一番になることではなく、人と環境と都市が調和のとれた都市である。シアトルやサンフランシスコのように、都市で生活や仕事をしている人々から、クリエイティブで革新的な発想が次々と生まれ、新しい価値を生み続ける都市である。さまざまな政策をパッケージにして取り組むことで、世界一チャレンジしやすく、夢が実現しやすい都市をつくり、その成功を日本全国へ拡げていく。

1. ビジョン策定の趣旨

- 福岡市は、そのポテンシャルを活かしながら、これまでもグローバル創業都市の実現に向けて、計画的かつ着実に取り組んできた。
- 国家戦略特区に認定されたことで、市の施策をこれまで以上に進めるとともに、国の施策、税制などを特区で認められた規制改革と有機的に組み合わせ、『政策パッケージ』として実行していくことで、福岡市の取組みを加速させていく。そして、その成功モデルを全国に拡げていき、日本の成長につなげていく。
- 本ビジョンは、そういった日本の成長を牽引する、グローバル創業都市・福岡の実現に向けて、具体的に目指す姿、道筋、政策パッケージなどを体系的に示すため、策定するものである。



2. ビジョンの概要

○目指す姿： 世界一チャレンジしやすく、新たな価値を生みつづける都市

- ・創業や第二創業、再チャレンジが実現しやすい、エコシステムを持つ都市
- ・グローバル市場と容易にアクセスできる自由都市
- ・グローバルビジネスを進めるための都市機能が整っている都市

○成果指標： 平成30年度

- ・開業率 **13.0%** (平成24年度 6.2%)
- ・年間新規雇用者数 **200,000人** (平成24年度 147,908人)

○目指す姿を実現するための道筋

- I 多様な人材・企業のチャレンジを促す、応援コミュニティの機能を高める**
 - ・チャレンジ・再チャレンジの気運を高め、裾野を広げる（創業期）
 - ・厚みある応援コミュニティが創業者を助け、イノベーションを促す（立ち上げ期）
 - ・成長企業を大きく育てる（成長期）
- II 海外との盛んな交流により、チャレンジする市場を拡大させ続ける**
 - ・魅力的なMICE開催の場づくり・都市づくり
 - ・活発なビジネス交流を担う人材と組織を育て、MICEの機会そのものを増やす
 - ・対日進出を促進することで、福岡のグローバルビジネス環境を整える
 - ・海外展開を後押しすることで、地場企業のグローバル化を加速させる
- III グローバル都市に必要な高度な機能を整備・更新し続ける**
 - ・グローバル企業の社員とその家族が住みやすい都市機能を実現する
 - ・グローバル企業が価値を創出しやすいクリエイティブなビジネス環境を実現する

3. ビジョンの体系と政策パッケージ（イメージ）

世界一チャレンジしやすく、新たな価値を生みつづける都市			
目指す姿	創業や第二創業、再チャレンジが実現しやすい、エコシステムを持つ都市	グローバル市場と容易にアクセスできる自由都市	グローバルビジネスを進めるための都市機能が整っている都市
道筋（政策の方向性）	多様な人材・企業のチャレンジを促す、応援コミュニティの機能を高める	海外との盛んな交流により、チャレンジする市場を拡大させ続ける	グローバル都市に必要な高度な機能を整備・更新し続ける
政策パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジ・再チャレンジの気運を高め、裾野を広げる <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ奨学金の運用 ・チャレンジマインド教育等 ○厚みあるコミュニティが創業者を助け、イノベーションを促す <ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップカフェ・ワンストップ窓口・雇用労働相談センター★ ・スタートアップ法人減税 ・インキュベーション施設 ・スタートアップ資金（融資制度）等 ○成長企業を大きく育てる <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルベンチャーアワードの運営 ・民間ファンドとの連携 ・重点分野振興等 	<ul style="list-style-type: none"> ○魅力的なMICE開催の場づくり・都市づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ユニークベニューの開発（エリアマネジメント民間開放、古民家等の活用★・魅力的な都市空間での開催促進） ・出入国手続きの迅速化・円滑化等 ○活発なビジネス交流を担う人材と組織を育て、MICEの機会そのものを増やす <ul style="list-style-type: none"> ・Meeting Place Fukuoka 活動強化 ・大学・企業等の国際会議開催促進等 ○対日進出を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致活動等 ○海外展開を後押しする <ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ○グローバル企業の社員とその家族が住みやすい都市機能を実現する <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格見直し★ ・外国人向け医療環境の整備★ ・国際的教育環境の向上 ・外国人の暮らしの利便性向上等 ○グローバル企業が価値を創出しやすいクリエイティブなビジネス環境を実現する <ul style="list-style-type: none"> ・市内通信環境の改善 ・空港機能の強化 ・港湾機能の強化 ・クリエイティブ街区の形成等

※平成26年度上半期を目途にビジョン（案）を取りまとめ、同年度中の策定を目指す予定（その後も随時改定していく）。